

水辺のにぎわい創出事業費助成金交付要綱

28 公東観地事第 39 号

平成 28 年 4 月 1 日

29 公東観地事第 28 号

平成 29 年 4 月 4 日

(通 則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による水辺のにぎわい創出事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この助成金は、地域が主体となって取り組む水辺空間に新たな賑わいを創出する事業に対し、必要な助成金を交付することにより、訪都旅行者を魅了する新たな公共空間を創出し、国内外からの旅行者誘致の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第 3 条

- (1) 「水辺空間」とは、都内の河川及び東京湾に隣接する場所であって、地域活性化のための河川敷地利用等が可能な場所及びその周辺をいう。
- (2) 「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう。
- (3) 「水辺活動団体」とは、水辺を活用したまちづくりに取り組む団体であって、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。
- (4) 「水辺のにぎわい創出事業」（以下「水辺にぎわい事業」という。）とは、観光協会等、水辺活動団体及び民間事業者が地域の多様な主体と連携し、まちづくりと一体となって取り組む水辺空間に新たなにぎわいを創出する持続可能な事業であり、別表 1 に掲げるものをいう。
- (5) 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、水辺にぎわい事業を行う都内の観光協会等、水辺活動団体及び民間事業者をいう。
- (6) 前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、水辺にぎわい事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。

2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は助成限度額1千万円のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

3 理事長は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(助成事業遅延等の報告)

第9条 助成事業者は、水辺にぎわい事業を当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の内容変更等)

第10条 助成事業者は、水辺にぎわい事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による変更等承認申請書に必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認を行う場合は、別記第4号様式の2により、助成事業者に通知するものとする。

(遂行状況)

第11条 理事長は、水辺にぎわい事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、水辺にぎわい事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第12条 理事長は、水辺にぎわい事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第13条 理事長は、第11条の現地調査及び前条の助成事業者からの報告等により、水辺にぎわい事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って水辺にぎわい事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して水辺にぎわい事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、水辺にぎわい事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、速やかに別記第5号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る水辺にぎわい事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第6号様式により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

第16条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第7号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 助成事業者は、水辺にぎわい事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第8号様式により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第19条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、水辺にぎわい事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第20条 助成事業者は、水辺にぎわい事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を水辺にぎわい事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 助成事業者は、水辺にぎわい事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は水辺にぎわい事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第21条 助成事業者は、水辺にぎわい事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取

得財産等」という。)については、水辺にぎわい事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第9号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第22条 助成事業者は、水辺にぎわい事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間に於いて、理事長が財団職員をして、水辺にぎわい事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は水辺にぎわい事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第23条 第18条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第19条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 第23条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第26条 非常災害等による被害を受け、水辺にぎわい事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第27条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月4日から施行する。